

記載例

農地法第 3 条の規定による許可申請書

※書類補正等により届出書に修正があった場合は届出書の欄外に、○字削除 ○字追加 と記載し、訂正者が署名する。

記載例
訂正者
代理人 野本花子（署名）
五字削除
三字追加

令和〇〇年 〇月 〇日

東松山市農業委員会会長 あて

＜受人＞
住所 東松山市大字下野本〇〇〇
氏名 松 山 太 郎
電話番号 〇 9 0 - 〇 〇 〇 〇 - △ △ △ △

＜渡人＞
住所 東松山市大字下野本△△△
氏名 野 本 次 郎
電話番号 〇 8 0 - △ △ △ △ - 〇 〇 〇 〇

下記農地(採草放牧地)について（ 所 有 ）権を（・移転・設定（期間 年間））したいので、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を申請します。
記

1 申請者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に受人のみ記載してください。）

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間及 び在留期間 の満了の日	認定経営発 展法人（該 当する場合 ○）
譲受人	松山 太郎	6 2	農業	東松山市大字下野本 〇〇〇	日本			
譲渡人	野本 次郎	8 2	農業	東松山市大字下野本 △△△				

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額(円) (10a 当 たりの額)	所有者の氏 名又は名称 (現所有者が登 記簿と異なる 場合)	所有権以外の使用収 益権が設定されてい る場合	
	登記簿	現況				権利の 種類	権利者の氏 名又は名称
東松山市大字下野本 字田中◇◇◇	田	田	9 9 8	998,000円 (100万円 ／10a)			

3 権利を移転し、又は設定しようとする事由の詳細と契約の内容

受人理由	自己所有農地に隣接しており、 一体利用により効率化を図るため	権利の設定の時期 許可後直ちに
渡人理由	高齢手不足で農業経営縮小のため	

※権利を移転又は設定しようとする事由、時期、契約期間等を記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添①一般用）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1－1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地	① 6 6 1 0	5 1 3 2	1 4 7 8		②
	貸付地					
		所在・地番		地目		面積 (㎡)
				登記簿	現況	
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地	③ 1 0 0 0	1 0 0 0			④
	貸付地					
		所在・地番		地目		面積 (㎡)
				登記簿	現況	
	非耕作地					

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積 (㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「貸借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数
等及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採 草 放 牧 地
作付(予定)作物	水稻	ニンジン	玉ネギ					
権利取得後の 面積(m ²)	7130	700	778					

(2) 大農機具又は家畜

種類 数量	田植機	トラクター	耕運機	コンバイン	
所 有	1	1	1		
確保しているもの				1	
リース					
所 有					
導入予定のもの					
リース					
(資金繰りについて)					

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 40年、農業技術修学暦 年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 1 人 (農作業経験の状況: 農業歴30年)
	増員予定: 人 (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: 人 (農作業経験の状況:)
	増員予定: 人 (農作業経験の状況:)

- ④ 配置の状況 (所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載 (市町村別の状況を記載) してください (隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等
〇〇町	松 山 太 郎	東松山市

東松山市以外に農地を所有又は借り入れている場合に記入

- ⑤ ①~④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間① 5分・0.5km ② 5分・0.5km ③ 分・ km ④ 5分・0.5km

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(4)-1 農地法その他の農業に関する法令

「有」又は「無」に○をしてください。

I 農地法（S27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無	
① 第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有	☒ 無
② 第4条（農地の転用の制限）	有	☒ 無
③ 第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有	☒ 無
④ 第42条（措置命令）	有	☒ 無

II 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無	
⑤ 第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有	☒ 無
⑥ 第15条の3（監督処分）	有	☒ 無

III 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象となる規定	違反の有無	
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有	☒ 無

IV 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無	
第24条（使用の禁止）	有	☒ 無

(4) -2 (4)-1で「有」の場合

違反の時期	内容

(4) -3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無		行為の時期	内容	理由
有	☒ 無			

（記載要領）

- この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。
- 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。
なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載してください。

(5) その他の考慮すべき事項（例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。）

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

氏 名	年 齢	職 業	権利取得者との関係 （世帯員以外はその住所も）	年間従事 日数	備考
松 山 太 郎	6 2	農業	本人	2 5 0 日	
松 山 花 子	6 0	農業	妻	2 5 0 日	

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に○を記載してください。

その者の農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←								→	
その者が農作業に常時従事する期間			←								→	

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

**申請地はこれまでも水田として利用されており、許可を得て所有権を移転した後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。
農薬の使用方法的については、地域の防除基準に従います。**